

【公報種別】実用新案法第14条の2の規定による訂正明細書等の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】令和4年2月28日(2022.2.28)

【登録番号】実用新案登録第3222141号(U3222141)

【訂正の登録日】令和4年2月7日(2022.2.7)

【登録公報発行日】令和1年7月11日(2019.7.11)

【出願番号】実願2019-1525(U2019-1525)

【国際特許分類】

E 01 C 13/08 (2006.01)

10

【F I】

E 01 C 13/08

【訂正書】

【提出日】令和4年1月21日(2022.1.21)

【訂正の目的】実用新案登録請求の範囲の減縮

【訂正の内容】

【実用新案登録請求の範囲】

【請求項1】

経編人工芝であって、編み基材下地(10)と、前記編み基材下地(10)の一側に設置された芝糸層(20)とを含み、

前記編み基材下地(10)は、少なくとも1本の基材下地繊維と少なくとも1本の芝糸繊維を含む織糸経編を複数本経編してなり、

前記芝糸層(20)の芝糸は、経編された前記編み基材下地(10)において、前記芝糸繊維が前記編み基材下地(10)の芝糸層(20)側で前記編み基材下地(10)から離れた方向ヘルピングされた芝糸ループが、切断されたものであることを特徴とする経編人工芝。

【請求項2】

前記編み下地(10)の前記芝糸層(20)に対向する一側に設置されて、前記芝糸層(20)を前記編み下地(10)に固着する裏面接着剤層(30)をさらに含むことを特徴とする請求項1に記載の経編人工芝。

30

【請求項3】

前記裏面接着剤層(30)はEVAラテックス層であることを特徴とする請求項2に記載の経編人工芝。

【請求項4】

前記芝糸繊維は、ストレートヤーン及び/又は捲縮ヤーン及び/又はスプリットヤーンを含むことを特徴とする請求項1に記載の経編人工芝。

【請求項5】

少なくとも2本の前記芝糸繊維は異なる断面形状を有することを特徴とする請求項1に記載の経編人工芝。

【請求項6】

少なくとも2本の前記芝糸繊維は異なる色を有することを特徴とする請求項1に記載の経編人工芝。

40

【請求項7】

少なくとも2本の前記芝糸繊維は異なるデニールを有することを特徴とする請求項1に記載の経編人工芝。

【請求項8】

前記芝糸層(20)の芝糸の高さが同じでありまたは異なることを特徴とする請求項1に記載の経編人工芝。

50